

人件費等見積単価規定

（目的）

第1条 この規程は、株式会社マイファームが受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（総則）

第2条 受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

（人件費）

第3条 人件費は、当該受託等事業に従事する役職員の人件費単価による。

2 人件費単価は、当該受託等事業に従事する役職員の職位に応じて、別表1の金額を用いる。ただし、業務の内容によっては、従事する可能性のある最も下位の職位の者の単価を用いる場合がある。

（その他の経費）

第4条 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

附則

1 この規程は、令和4年12月1日から施行・適用する。

別表 1

	1 日単価 (8 時間)	1 時間単価
代表取締役	96,000 円	12,000 円
取締役	80,000 円	10,000 円
組織長等	64,000 円	8,000 円
従業員・スタッフ等	48,000 円	6,000 円
サポートスタッフ等	32,000 円	4,000 円

以上